

2023年12月14日

文京区長 成澤 廣修 様
企画政策部企画課長 横山尚人様
教育委員会教育推進部学務課長中川景司様
福祉部介護保険課長 阿部英幸様

小日向台町町会環境委員会 緊急環境ワークショップからの提案

小日向台町町会 会長 酒井美
津子
環境委員長 小林
秀一

平素より文京区民のためにご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。小日向台町町会は、環境委員会を中心に、環境を大切にしまちづくりを進めております。

- 1.2022年11月から、環境委員会を中心に、環境ワークショップを開催しており、2023年12月12日まで、6回の環境ワークショップを行いました。
- 2.2023年4月に、区長・区議会議員選挙候補者にアンケート調査をしました。
- 3.小日向台町小学校改築に関して、11町会長会議、町会員、他町会員との意見交換会、
区 学務課、3課長会議などを行ってきました。
- 4.「小日向台町小学校の改築を考える会」が設立され、町会も応援しています。

これらの経緯から、小日向台町小学校改築と財務省跡地計画を、連携させることで、より環境豊かな、合理的な計画案となることについて、多数のご意見をいただきました。

叡智を結集して、子供たち、高齢者が住みやすいまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、ここに環境委員会からの提案をいたします。

現在進めている財務省跡地の事業者公募、小日向台町小学校改築等の設計業者選定を一時保留にいただき、区民の意見・提案を尊重した内容で進めていくことについて、何卒よろしくお願い申し上げます。

2023年12月12日 区議、小日向台町町会員、小日向台町小学校父兄計26名程度
緊急環境ワークショップ1
最も重要な課題を挙げてもらい、それを課題別にまとめました。

子供たちの将来のために良好な環境の創造と確保

- ・静かで安全な環境で学べること
- ・小日向台町小学校の児童の学習環境の確保（校庭、プール、工期短縮）
- ・小日向の小学生は10年後どうなるのか→予測
- ・20年後の小学校はどうなっているのか→将来像
- ・今育つ児童のための発達環境より建築が優先されている区政
- ・教育環境 住環境を悪化させないこと

- ・子供達の教育環境は？
- ・将来像の持論がない

工期 8 年は長い

- ・ 8 年間はかかりすぎ→2 年にする
- ・ 8 年間の改築工事期間は長すぎます→4～5 年
- ・ 8 年から短くなる方途
- ・ なぜ後期 8 年。短くする努力は？
- ・ 8 年間の工事を短く
- ・ 小学校舎建設の工期 8 年の短縮策はないのか？

工事期間中の騒音

- ・ 工事中の騒音、振動を小さく
- ・ 騒音のない学校生活を
- ・ 工事中の校庭確保

小学校の環境 歴史・文化の継承が大切

復興小学校の保存

- ・ 復興の小学校の文化財価値はもっと重視すべき
- ・ 校舎を保存する
- ・ 完全建替えでなく文化財は残して建替えること
- ・ 小学校を残しながらの建替え
- ・ 小日向台小建て替へは改築と改修の二方法あり。改修を検討すべし

椎の木

- ・ しいの木を残す
- ・ 椎の木は、保存してほしい。

校庭

- ・ 8 年（前例に習うとそれ以上 10 年以上）校庭なしの環境では、小学生の健全な発達ができない
- ・ 校庭をできるだけ使えること
- ・ 小学校児童のための校庭確保
- ・ 校庭は、現在の位置で、陽当たりがよく、大きさも確保

財務省跡地の活用

- ・ 財務省跡地の活用の決め方が不透明
- ・ 仮校舎を財務省跡地に
- ・ 小日向台小建て替へは改築と改修の二方法あり。改修を検討すべし
- ・ R5. 6 の国徳国有財産審議会で「文京区からの要望（パブコメ後）をふまえ、特養利用を認める」と答申していて、これを覆すために区は国に謝る必要あり。それができるのか
- ・ 財務省跡地は文京区にとって重要な土地。修理して広域利用すべし
- ・ 国有地の所に仮校舎を
- ・ 跡地の有効利用
- ・ 小学校仮校舎と財務省跡地

財務省跡地の特養について

- ・ 特養を今建てないと今後作りにくいというが、働く人がいないからというが待遇の問題では
- ・ 特養の必要性はわかるが文京区の特養は 100% 活用されているのか
- ・ 特養の計画と小学校改築計画を連動させるには

財務省跡地に仮校舎について

- ・ 仮校舎を財務省跡地に
- ・ 小日向台小建て替へは改築と改修の二方法あり。改修を検討すべし
- ・ R5. 6 の国徳国有財産審議会で「文京区からの要望（パブコメ後）をふまえ、特養利用を認める」と答申していて、これを覆すために区は国に謝る必要あり。それができるのか
- ・ 財務省跡地は文京区にとって重要な土地。仮校舎を修理して広域利用すべし
- ・ 国有地の所に仮校舎を
- ・ 跡地の有効利用

説明がない

- ・将来ある子供たちの教育環境整備と介護老人の為の施設と、どちらを優先するか
- ・計画の老人施設へ具体性
- ・地域の方や在校生に説明会をしてほしい
- ・跡地の利用可能性につき正しい情報がなかった。区にも
- ・跡地の利用方針決定において住民が置き去り
- ・住民説明
- ・住民説明会をやってほしい
- ・区からの説明
- ・今までの経緯と跡地の仮校舎用地としての利用についての説明会をすぐに関くこと
- ・広く住民説明会の開催

手続き

- ・改築構想委員会では、財務省跡地の仮校舎利用については、区からの説明はなかった。
- ・財務省跡地利用に関して財務省に問合せをすると、転貸借という方法で、仮校舎が可能とのがわかった。
- ・12月1日の3課長会議では、財務省跡地を仮校舎につかうことはできないと課長の発言
しかし12月5日の区の見解では、制度的にはできると変わった。
- ・しかし次は、敷地の規模から、財務省跡地には、特養しかできない、仮校舎はできないと説明、矛盾した説明となっている。
- ・手続きが進んでいるのを覆せるのかどうか
- ・長年跡地は仮校舎に「利用できない」と言われていたのに12月5日の区の見解では
「利用できる」となっているが、どういうことか

緊急環境ワークショップ2

財務省跡地を活用することは法的・制度的に可能と確認された
財務省跡地に仮校舎が、可能か、造形ワークショップを行なった。

傾斜地の上にある7200㎡の4500㎡が建設可能面積

特養施設敷地面積1500㎡ 建築面積1200㎡ 建物床面積3500㎡(都市型の標準)

残りの土地3000㎡に仮校舎

仮設校舎敷地面積 1500㎡ 3F仮設校舎建物床面積 4400㎡
校庭面積 1500㎡

特別養護老人ホームの基準は、厚生労働省が示しており、個室で10.65㎡以上となっている。個室以外に、共用部、医療施設、リハビリテーションなどをどのように考えるかで

延床面積は異なるが、事例集から都市型は一般的にコンパクトにできている。事例集の数値を参考にすると107人、グループホーム18人、支援室なども含み 3500㎡前後である。3階建ての場合、必要な敷地面積は、1500㎡程度

仮校舎の必要面積は、報告書記載の現状校舎面積4400㎡を基準とすると、必要な敷地面積が1500㎡程度 校庭面積1500㎡程度

総合計 4500㎡ 特養敷地と仮校舎敷地が可能

小学校は、現状の校庭と同様に、南側に、陽当たり、広さを現状確保とするとそれを前提に、改築工事を検討することが重要
復興小学校として、解体せずに、保存することの合理性もみえてくる。

